

別表第三 防府市創業・交流センター設置及び管理条例（第10条・第16条関係）

使 用 料

使用区分		基本使用料				
		午前	午後	夜間	全日	時間延長
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで	1時間につき
多目的 ホール	平日	5,100円	8,000円	7,500円	20,600円	3,000円
	日曜日 土曜日 休日	6,000円	9,600円	9,000円	24,600円	3,600円
会議室 1		1,800円	2,400円	2,400円	6,600円	1,000円
会議室 2		1,800円	2,400円	2,400円	6,600円	1,000円
会議室 3		1,800円	2,400円	2,400円	6,600円	1,000円
設備及び備品		1回につき 10,000円の範囲内で市長が定める額				

備考

- 1 使用料には、消費税額及び地方消費税額に相当する額を含む。
- 2 午前、午後、夜間の使用区分のうち2以上の区分を通して使用する場合は、それぞれの区分の基本使用料を合計して得た額とする。
- 3 時間延長とは、使用区分を超えて使用することをいい、当該使用区分を超えて使用する時間に1時間未満の端数がある場合は、1時間とみなす。
- 4 物品販売その他の営利を目的として使用する場合は、上記の使用料に100分の150を乗じて得た額とする。
- 5 冷暖房を使用するときは、基本使用料に100分の20を乗じて得た額を加算する。
- 6 「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。

設備及び備品使用料

(単位：円)

	種 類	単 位	金 額	備 考
照明設備	調光装置	一式	3,000	
	ピンスポットライト	1台	1,000	1kW
	スポットライト	1台	300	
音響設備	拡声装置	一式	3,000	ダイナミックマイク 1本含む。
	ワイヤレスマイク装置	一式	1,000	マイク1本含む。
	ダイナミックマイク	1本	400	
	ワイヤレスマイク	1本	400	
	ワイヤレスマイク (タイピン型)	1本	400	
舞台設備	電動観客席	一式	5,000	
そ の 他	プロジェクター	1台	500	
	パネル	1枚	100	

備考

- 1 使用料には、消費税額及び地方消費税額に相当する額を含む。
- 2 設備及び備品の利用は施設使用期間をもって1回の使用料金とする。
- 3 電気、水道等特別仕様の場合は、使用量により徴収する。
- 4 この表に掲げる設備及び備品の使用は、センター内に限る。